

JNLA 試験証明書の利用状況等に関するアンケートの調査結果概要

平成 23 年 11 月 25 日

1. アンケート実施の目的

経済産業省産業技術環境局認証課及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）認定センターは、今後の JNLA 制度（工業標準化法に基づく試験所登録制度）の改善、広報活動に役立てることを目的に、JNLA 登録試験事業所を対象とした、JNLA 標章付きの試験報告書の利用状況等に関するアンケートを実施した。

2. アンケート調査対象

平成 23 年度 3 月末現在に登録されていた全ての JNLA 登録試験所 193 事業所を対象とした。

3. アンケート実施期間

平成 23 年 4 月 15 日から 6 月 7 日（当初締め切りを 4 月末日としていたが、回収率を上げるために 6 月 7 日まで延長）。

また、英文 JNLA 試験証明書及び自己適合宣言について、8 月 26 日から 9 月 22 日まで追加調査を行った。

4. アンケート実施方法

全事業所あてに電子メールのアンケートの依頼状及び調査票様式を送付し、電子メール又はファクシミリによって回答を得た。

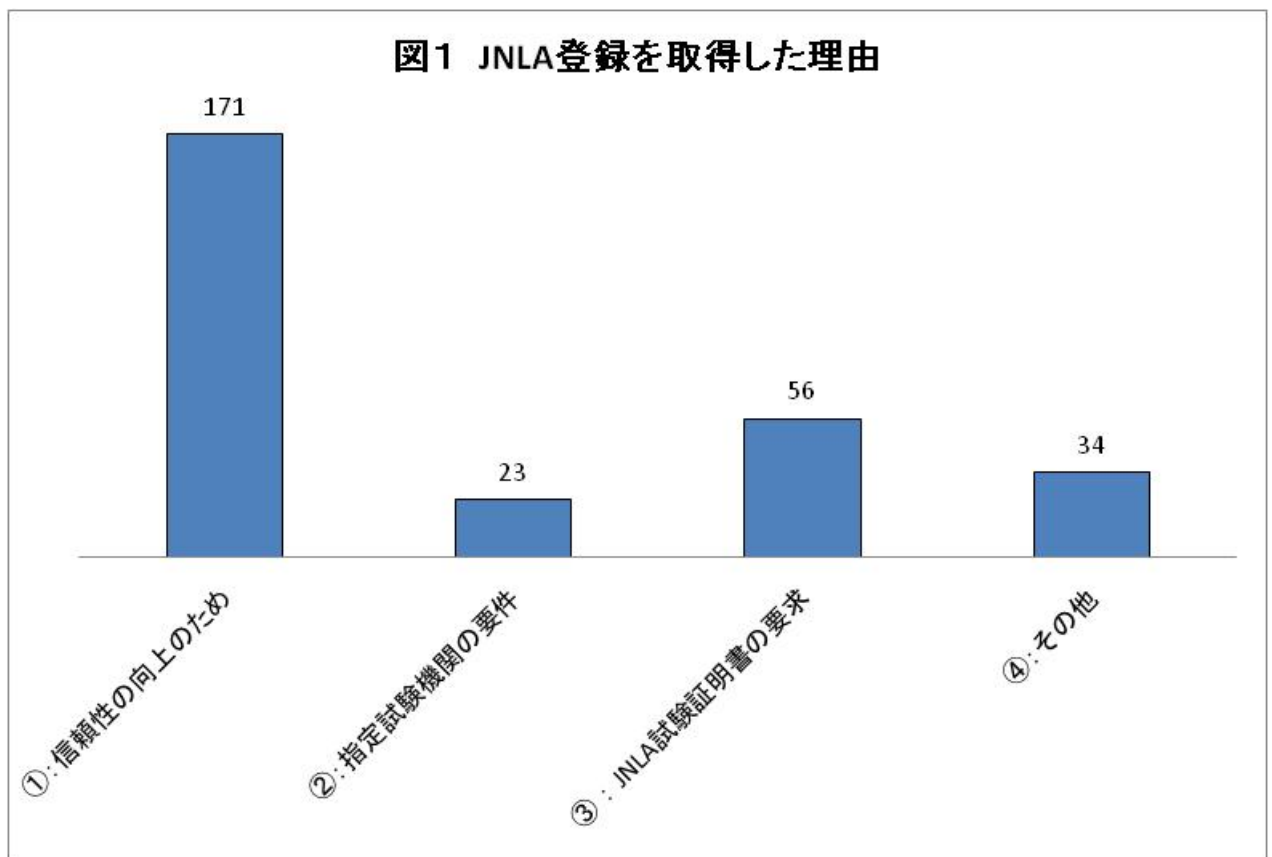
5. アンケート集計状況

アンケート対象の全 193 事業所中、180 事業所から回答を得た。（回収率 93.3 %）

6. アンケート集計結果

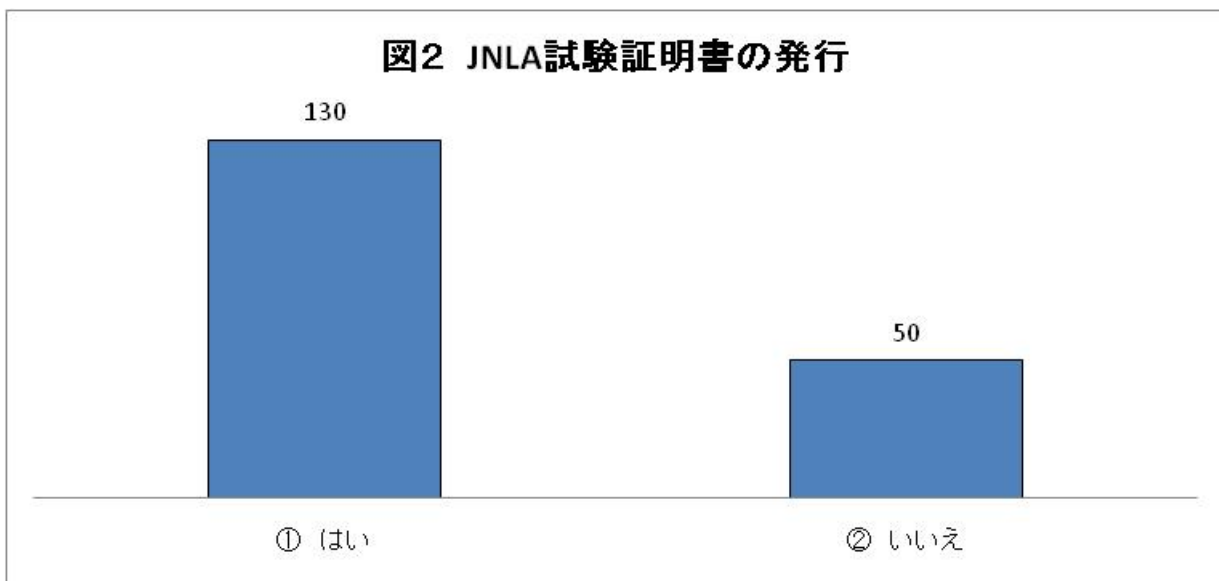
(1) JNLA 登録を取得の理由（複数回答）

- | | |
|---|------|
| ① 事業所自身の試験所の信頼性向上のため。 | 171件 |
| ② JNLA 登録が地方公共団体等の指定試験機関の要件であるため。
主な回答は、大阪府の「コンクリート工事に関する取扱要領」、兵庫県の「コンクリート工法に関する指導要綱」、土木工事現場必携(北陸地方整備局)、大阪府内建築行政連絡協議会の条例など | 23件 |
| ③ 顧客が JNLA 試験証明書を要求するため。 | 56件 |
| ④ その他の理由。
主な回答は、試験スキルの維持のため、試験技量の伝承のため、審査費用が他に比べ安いこと、県内中小企業を支援するためなど | 34件 |



(2) JNLA 試験証明書の発行の有無

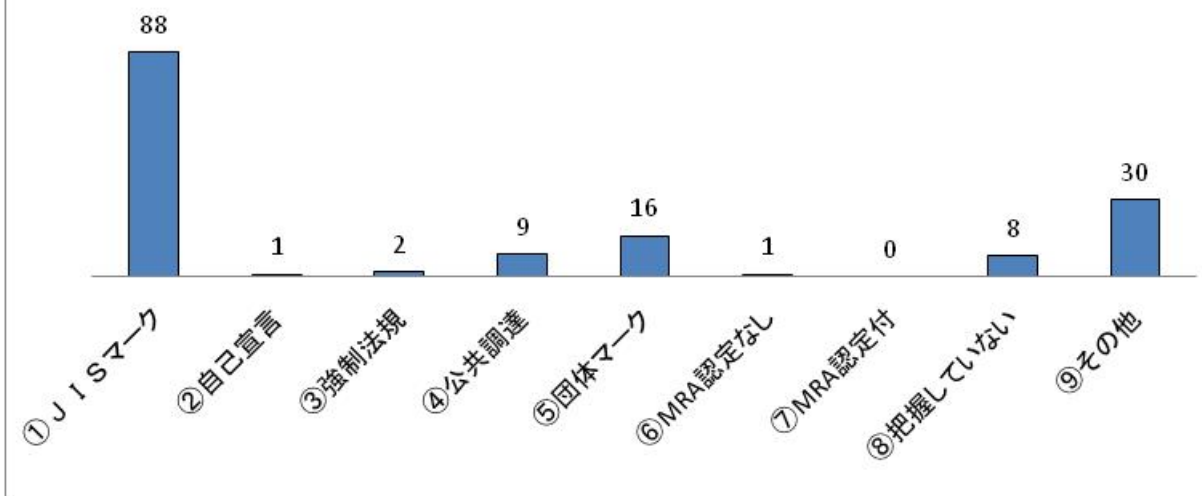
- | | |
|-------|------|
| ① はい | 130件 |
| ② いいえ | 50件 |



(3) 顧客が JNLA 試験証明書を要求する理由 (複数回答)

- | | |
|---|-----|
| ① JIS マーク認証機関に提出するため。 | 88件 |
| ② JIS 自己適合宣言に利用するため。
該当する JIS 名称等は、JISL4131(作業手袋) | 1件 |
| ③ 強制定法規等で要求されているため。
具体的法規は、建築基準法、電気用品安全法 | 2件 |
| ④ 公共事業・公共調達で要求されているため。
主な回答は、土木工事現場必携(北陸地方整備局)、大阪府内建築行政連絡協議会による「コンクリート工事に関する取扱要領」など。 | 9件 |
| ⑤ 団体の任意の製品認証マーク等で要求されているため。
主な回答は、SEKマーク、SIAAマーク、PIAJマーク、BLマークなど。 | 16件 |
| ⑥ 海外から MRA 認定なしの JNLA 試験証明書を求められているため。
・コメント回答はなし。 | 1件 |
| ⑦ 海外から MRA 認定付きの JNLA 試験証明書を求められているため。 | 0件 |
| ⑧ 全く把握していない。 | 8件 |
| ⑨ その他の理由による。 | 30件 |

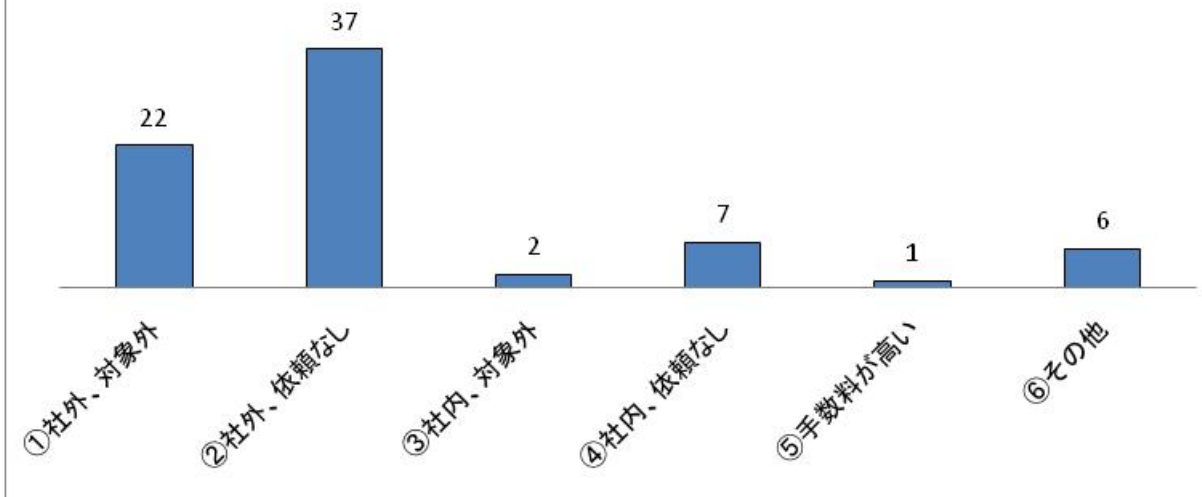
図3 顧客がJNLA試験証明書を要求する理由



(4) JNLA 試験証明書を発行していない理由 (複数回答)

- | | |
|--|------|
| ① 顧客は社外の組織であり、依頼される試験が JNLA の対象外であるため。 | 22 件 |
| ② 顧客は社外の組織であり、JNLA 試験証明書の発行依頼がないため。 | 37 件 |
| ③ 顧客は社内の組織であり、依頼される試験が JNLA の対象外であるため。 | 2 件 |
| ④ 顧客は社内の組織であり、JNLA 試験証明書の発行依頼がないため。 | 7 件 |
| ⑤ JNLA 試験証明書の発行手数料が高く設定されているため。 | 1 件 |
| ⑥ その他の理由による。 | 6 件 |

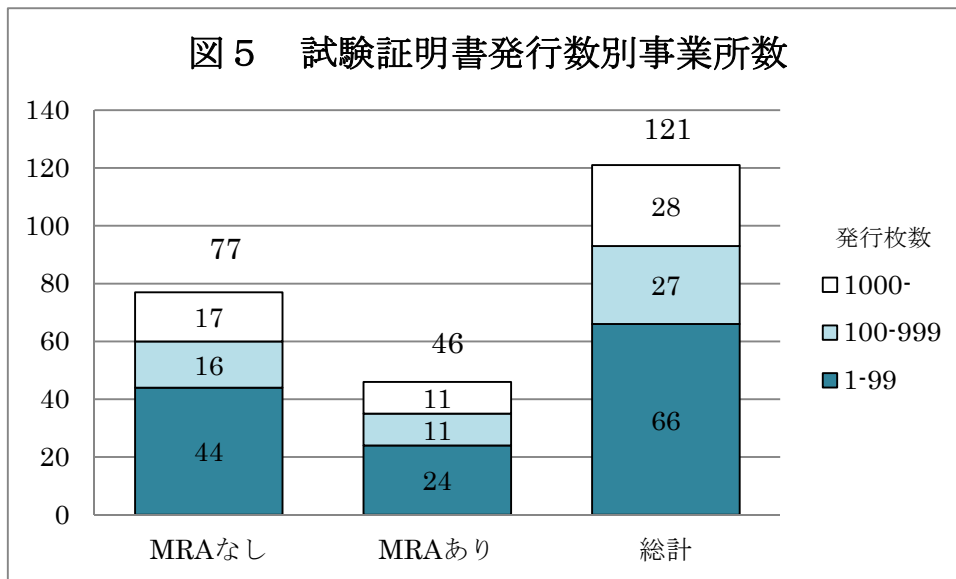
図4 JNLA試験証明書を発行していない理由



(5) 平成22年度中のJNLA試験証明書発行枚数

JNLA試験証明書発行枚数は、総計134,404枚の発行枚数であった。

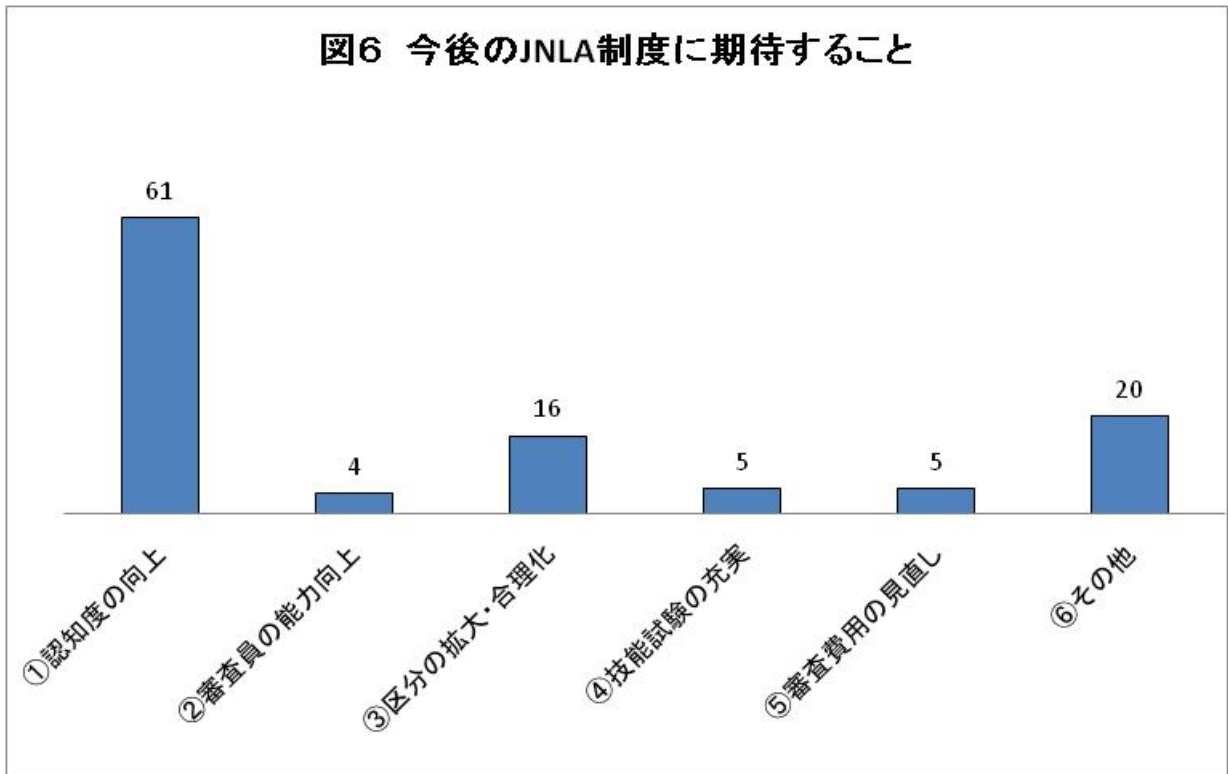
JNLA制度について、NITE認定センターは国際基準に適合した運営を行い国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認取り決め(MRA)に参加しており、特定の要件を満たすことが認められた試験所は国際的に通用するILACのMRAロゴの付いた証明書を発行できる。上記の試験証明書のうち、MRAなしの試験証明書を発行していたのは77事業所で計84,991枚(日本文84,988枚、英文3枚)、MRAありの試験証明書を発行していたのは、46事業所で計49,413枚(日本文49,412枚、英文1枚)であった。



(6) 今後のJNLA制度に期待することなど自由記入欄

- ①認知度の向上(JNLA証明書の利用促進) 61件
- ②審査員の技術的能力の向上(審査能力の統一) 4件
- ③登録区分の拡大、合理化 16件
- ④技能試験プログラムの充実 5件
- ⑤審査等費用の見直し 4件
- ⑥その他 20件

図6 今後のJNLA制度に期待すること



7. 調査結果の考察

試験所認定制度は、試験所が適切な試験結果を提供する能力があるかどうかを第三者が認定し、試験所自身の信頼性を向上させ、また、その認定試験所が発行する試験証明書を流通させることによって、結果として製品の規格適合性を信頼あるものとするための支援的な制度と位置づけられる。

JNLA制度は、ご存知のとおり、わが国の試験所認定制度の普及促進を図るため、工業標準化法に基づいて自己適合宣言への活用を目的として1997(平成9)年に運用が開始された。

その後、2004(平成16)年に行政改革等の観点から登録制に変更されるのに伴い、JIS規格適合性評価に係るユーザー(製品の供給者、使用者・消費者、製品の調達主体、規制当局など)の多様なニーズ、例えばJISマーク認証のプロセスに活用するなどに対応できるよう自由度の高い制度に変更された。今回のアンケートは、このようなJNLA制度の改善や今後の広報活動に役立てるために実施した。

アンケート結果をしてみると、JNLA登録を取得した理由は、「試験所自身の信頼性の向上のため」が半数を超え、これは試験所認定制度が信頼性向上に役に立つと期待されている表れだと理解できる。また、JNLA証明書を発行している事業所は72%で、JNLA証明書を発行していない事業者は28%となっており、多くの認定試験事業者がJNLA証明書を活用しているといえる。

活用されている理由をしてみると、JISマーク認証が57%、団体の任意の製品認証マークが10%、公共事業・調達が6%となっているが、自己適合宣言と強制法規にはあまり活用されていない。また、JISマーク認証に活用されている分野は、土木建築、化学製品、繊維、任意の製品認証マークに活用されている分野は、抗菌、建築、繊維、公共事業・調

達に活用されている分野は土木となっている。

一方、JNLA証明書を発行していない事業所は、国際規格であるISO/IEC17025への適合を証明する登録証を活用することによって、試験所自身の信頼性をアピールするのに役立っていると考えられる。

今回の調査結果において、JNLA証明書は、土木建築、化学製品、抗菌、繊維の分野でJISマーク認証、団体の任意の製品認証マーク、公共事業・調達に活用されていることが改めて明確になり、これらの分野においては、JNLA制度改正の目的が達成されていると考えられる。しかし、これら以外の分野、さらに自己適合宣言及び強制法規では、JNLA証明書の利用が少ないため、今後の広報活動の重点化が必要である。

現在、LEDなどの省エネ等の新たな社会的・政策的ニーズに対応したJIS規格に基づく認定の要請もある。このような新規分野だからこそ、製品の信頼性・安全性の確保が重要であり、それらを支援するJNLA制度の普及・拡大が必要となってくると考えられる。

また、今回のアンケート調査で要望の多かったJNLA制度及びJNLA標章付き試験証明書の認知度の向上などの課題についても、今後、対応していく所存である。

- 別紙 ①アンケート依頼状
②アンケート調査票様式

JNLA 登録試験事業所 各位

経済産業省産業技術環境局認証課
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター

「JNLA 試験証明書の利用状況等に関するアンケート」へのご協力をお願い

東日本大震災で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

平素より、工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA 制度）の運営にご協力賜り、誠にありがとうございます。

このたび、経済産業省産業技術環境局認証課及び独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターでは、今後の JNLA 制度の改善、広報活動に役立てることを目的に、JNLA 登録試験事業所を対象とした、JNLA 標章付きの試験証明書の利用状況等に関するアンケートを実施することといたしました。

つきましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本アンケートにご協力を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

JNLA 試験証明書の利用状況等に関するアンケート調査票

○ ご記入に際してのお願い

1. 回答が困難な項目については空欄のままでも結構ですが、できる限りご回答頂けると幸いです。

○ お答え頂いた情報の取り扱いについて

1. お答え頂いた内容につきましては、今後の JNLA 制度の改善、広報活動に利用させていただきます。
2. お答え頂いた内容は、上記目的以外には使用いたしません。また、機密を厳守し、個々の事業所のデータは公表しません。なお、お答え頂いた内容は、JNLA の所管課である経済産業省産業技術環境局認証課と製品評価技術基盤機構認定センターで共有させていただきます。
3. ご回答頂いたアンケート調査票で不明な箇所につきましては、電話等で問い合わせさせて頂くことがありますので、よろしくご協力お願いいたします。

○ 回答の方法と送付期限等

本調査票はご記入後、平成23年4月末日までに下記担当者あてメールにてご返送下さいますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等につきましても、下記担当者あてにお願いします。

担当者: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター製品認定課

木村 仁

稲葉 知英

〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目 49 番 10 号

TEL: 03-3481-1939 / FAX: 03-3481-1937

E-Mail: kimura-hitoshi1@nite.go.jp

inaba-tomohide@nite.go.jp

貴事業所及びご回答者についてご記入下さい。

J N L A 登録番号		貴事業所名	
所在地	〒		
担当者所属		氏名	
電話番号		E-mail	

以下にある「JNLA 試験証明書」とは「JNLA 標章付き試験証明書」のことを指します。

Q1. 貴事業所が JNLA 登録を取得された理由をお聞かせ下さい。(該当するもの全てに○)

- () ① 貴事業所の試験所としての信頼性の向上を図るため。
() ② JNLA 登録試験所であることが地方公共団体等の指定試験機関の要件となっているため。可能な範囲で、根拠条例等をご記入下さい。()
() ③ 顧客が JNLA 試験証明書を要求するため。
() ④ その他の理由による。可能な範囲でその理由をご記入下さい。
()

Q2. 貴事業所は JNLA 試験証明書を発行していますか? (いずれか 1 つに○)

- () ① はい
() ② いいえ →JNLA 試験証明書を発行していない場合には Q4 にお進みください。

Q3. (貴事業所から JNLA 試験証明書を取得された)顧客が JNLA 試験証明書を要求する理由をお聞かせ下さい。(該当するもの全てに○)

- () ① 顧客が JIS(日本工業規格)マーク認証機関に提出する試験成績書として利用するため。可能な範囲で、該当する JIS の名称等をご記入下さい。()
() ② 顧客が(JIS マーク認証機関による認証によらないで)JIS への自己適合宣言に利用するため。可能な範囲で、該当する JIS の名称等をご記入下さい。()
() ③ 顧客が強制定法規等で JNLA 試験証明書を要求されているため。可能な範囲で、該当する強制定法規の名称等をご記入下さい。
()
() ④ 顧客が地方公共団体等の公共事業・公共調達に参加する際に、JNLA 試験証明書が要求されているため。可能な範囲で、根拠条例等をご記入下さい。
()
() ⑤ 顧客の関係する団体の任意の製品認証マーク等で JNLA 試験証明書が要求されているため。可能な範囲で、当該団体名とマーク制度の名称等をご記入下さい。
(団体名： マーク制度等名称：)
() ⑥ 顧客が海外から(MRA 認定無しの)JNLA 試験証明書を求められているため。可能な範囲で、当該国名と製品名称をご記入ください。
(国名： 製品名称：)
() ⑦ 顧客が海外から MRA 認定付きの JNLA 試験証明書を求められているため。可能な範囲で、当該国名と製品名称をご記入ください。
(国名： 製品名称：)
() ⑧ まったく把握していない。
() ⑨ その他の理由による。可能な範囲でその理由をご記入下さい。
()

Q5 にお進みください。

Q4. 貴事業所が JNLA 試験証明書を発行していない理由をお聞かせ下さい。(該当するもの全てに○)

- () ① 顧客は社外の組織であり、依頼される試験が JNLA の対象外であるため。
 - () ② 顧客は社外の組織であり、依頼される試験は JNLA の対象ではあるものの、顧客から JNLA 試験証明書の発行依頼がないため。
 - () ③ 顧客は社内の組織であり、依頼される試験が JNLA の対象外であるため。
 - () ④ 顧客は社内の組織であり、依頼される試験は JNLA の対象ではあるものの、顧客から JNLA 試験証明書の発行依頼がないため。
 - () ⑤ JNLA 試験証明書の発行手数料が高く設定されているため。
 - () ⑥ その他の理由による。可能な範囲でその理由をご記入下さい。
- ()

Q5. 貴事業所が平成 22 年度中(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)に発行した JNLA 試験証明書の枚数についてお教えてください。

	日本文の証明書数	英文の証明書数	合計
(MRA 認定無し)JNLA 試験証明書	枚	枚	枚
(MRA 認定付き)JNLA 試験証明書	枚	枚	枚
合計	枚	枚	枚

Q6. 今後 JNLA 制度に期待することや、よりよいものにしていくために必要と思われることがあれば、以下に自由にご記入下さい。

記入例：・ JNLA の登録対象区分の拡大、合理化。

- ・ NITE 審査員の技術的能力の向上。
- ・ JNLA 登録制度の認知度の向上。等

自由記入欄：

ご回答いただく項目はこれで終わりです。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。